

表2(§29)

特 定 建 設 作 業 工 程 表

作 業 期 間

年 月 日 ~ 年 月 日

規制対象	年月日	年 月		年 月		年 月		年 月		年 月		年 月		
		10	20	10	20	10	20	10	20	10	20	10	20	
騒音規制法	特定建設作業													
	1	くい打機、くい抜機、くい打くい抜機を使用する作業(アースオーガーと併用する作業を除く)												
	2	びょう打機を使用する作業												
	3	さく岩機を使用する作業												
	4	空気圧縮機を使用する作業(さく岩機の動力として使用する作業を除く)												
	5	コンクリートプラント等を使用する作業												
	6	バックホウ(出力が80KW以上のもの)を使用する作業												
	7	トラクターショベル(出力が70KW以上のもの)を使用する作業												
	8	ブルドーザー(出力が40KW以上のもの)を使用する作業												
	音 例	1	騒音規制法の1の作業に同じ。(")											
		2	騒音規制法の2の作業に同じ。											
		3	騒音規制法の3の作業に同じ。											
		4	騒音規制法の4の作業に同じ。(")											
		5	騒音規制法の5の作業に同じ。											
		6	鉄筋コンクリート造、鉄骨造等の建造物を動力、鉄球等で解体破壊する作業											
		7	コンクリートミキサー車等を使用する作業											
		8	コンクリートカッターを使用する作業											
		9	ブルドーザー、パワーショベル、バックホウ、スクレイパ、トラクターショベル等を使用する作業											
10		ロードローラー、振動ローラー、てん圧機を使用する作業												
振動規制法	1	くい打機、くい抜機等を使用する作業												
	2	剛球を使用して建築物等を破壊する作業												
	3	舗装版破碎機を使用する作業												
	4	ブレーカーを使用する作業(手持ち式を除く)												

- (注) 1 工業専用地域以外で、特定建設作業の種類が法と条例の両方に該当する場合は、法による届出になります。
工業専用地域では、条例による届出になります。
- 2 建設作業の種類により、騒音と振動の両方に該当する場合は、両方の届出が必要です。
油圧ブレーカーは、騒音規制法(又は騒音の条例)の3と振動の4に該当します。
- 3 手持ち式ブレーカーは、騒音規制法(又は騒音の条例)の3に該当します。
- 4 低騒音型のバックホウ、トラクターショベル、ブルドーザーについては、騒音規制法の6、7、8の届出の必要はありませんが、騒音の条例の9の届出が必要です。
また、出力が、80KW未満のバックホウ、70KW未満のトラクターショベル、40KW未満のブルドーザーについても騒音規制法の6、7、8の届出の必要はありませんが、騒音の条例の9の届出が必要です。
- 5 添付書類として、特定建設作業場所付近の見取り図が必要です。